

# 経済金融活性化特別地区

## 目指す姿

従来の金融特区を抜本的に改組し、沖縄における経済金融の活性化を図るための多様な産業の集積を促進し、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を車の両輪として、沖縄の経済金融を活性化

## 経済金融活性化特別地区

- 地区；名護市（H26.4.10指定）
- 対象産業；金融関連産業、情報通信関連産業、観光関連産業、農業・水産養殖業、製造業等
- 優遇措置＜①、②、③は選択制＞
  - ①所得控除制度（40%控除）

【条件】 (1)特区内に本店又は主たる事務所を有する法人  
(2)H26.4.10以降に特区内で設立され、10年以内の法人  
(3)特区内で常時使用する地元従業員が5人以上

※特区内での雇用が増加するほど税制メリット大  
(所得控除額＝所得金額×40%×特区内従業員数／全従業員数)  
※県知事が対象法人を認定
  - ②投資税額控除（機械装置・器具備品15%、建物等8%）※特区内の投資が対象。限度額あり。  
下限取得価額 機械装置・器具備品：100万円超（建物等は1,000万円超）
  - ③特別償却（機械装置・器具備品50%、建物等25%）※特区内の投資が対象。限度額あり。  
下限取得価格 機械装置・器具備品：100万円超（建物等は1,000万円超）
  - ④エンジェル税制の導入  
県知事の指定を受けた中小企業の株式取得が対象。  
要件を大幅緩和：設立後3年→10年、赤字要件無し 等
  - ⑤そのほか、事業税、不動産取得税、固定資産税の課税の特例

※各優遇措置等にはそれぞれに要件等が設定されています。